

1 事件の発生状況等(令和8年3月末)

刑法犯認知件数

※暫定値  
令和8年中 394件

令和7年中 332件

前年同期比 62件

刑法犯検挙件数

令和8年中 173件

令和7年中 143件

前年同期比 30件

○増加した主な犯罪

	認知件数	前年同期比
詐欺	38	15
車上ねらい	15	11
自転車盗	30	7

○減少した主な犯罪

	認知件数	前年同期比
置引き	12	-4
自動車盗	2	-3
オートバイ盗	7	-1

2 特殊詐欺発生状況(令和8年3月末)

発生状況

※暫定値  
令和8年 5件

令和7年 8件

前年同期比-3件

被害金額

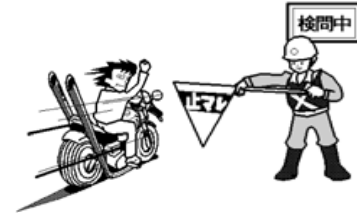
令和8年  
被害額 約1,045万円

令和7年  
被害額 約1,200万円



3 交通事故の発生状況 (令和8年3月末)

	件数	死者	負傷者
令和8年	63	0	70
令和7年	63	1	75
増減	0	-1	-5



4 西区内の交通事故発生状況

3月中の西区交通事故発生件数は昨年と同数となっており、先月に続き二輪車の関係する交通事故が多発しています。

二輪車を運転する時は安全な速度で走行しましょう。

二輪車は車体が小さいため、実際よりも遠くに、かつ遅く見えるという危険な特性があります。

交差点での出会い頭や、無理な追い越しによる事故に十分な注意が必要です。

また、二輪車を運転する時は交通ルールを守ることはもちろん、もしもの時に身を守るためにも、プロテクターを装着しましょう。

5 今月のトピックス

車上ねらいが多発中！

あなたの車が狙われています！！！！

西区内において、車上ねらいが多発しています。

犯人は、無施錠で駐車している車や施錠をして駐車している車の窓ガラスを割って貴重品を盗みます。

被害に遭わないために

◎短時間でも確実にドアロック

◎車内にカバンや貴重品を置かない

◎警報装置等を設置する

などの防犯対策を一人一人が行い、被害に遭わないようにしましょう。

地区名	町 名	凶 悪 犯	粗 暴 犯				窃 盗 犯												知 能 犯		そ の 他 刑 法 犯 等	総 計	前 年 同 期	増 減	増 減 比	特 殊 詐 欺		
			暴 行	傷 害	恐 喝 そ の 他	小 計	侵 入 盗				非 侵 入 盗				合 計	詐 欺	そ の 他 知 能 犯											
							空 き 巣	事 務 所 荒 し	そ の 他	小 計	自 動 車 盗	オ ー ト バ イ 盗	自 転 車 盗	車 上 ね ら い				ひ つ た く り	置 引 き	万 引 き							そ の 他	小 計
第1地区	御所山町				0				0								0	0			0	0	0	--				
	桜木町			1	1				0			1					1	2	2	1			4	1	3	400.0%		
	戸部町				0				0								0	0					0	0	0	--		
	戸部本町		1	1	2				0		1		3				2	6	6	6	1	5	20	14	6	142.9%		
	花咲町				0				0			1						1	1	1			2	0	2	--		
	宮崎町			1	1				0									0	0				1	1	0	100.0%		
	紅葉ヶ丘				0				0				1					1	1			1	2	2	0	100.0%		
計	0	1	3	0	4	0	0	0	0	0	2	2	3	0	0	0	3	10	10	8	1	6	29	18	11	161.1%		
第2地区	中央	1	1	1	2				0	1	1	1	3			4	2	12	12	1			16	6	10	266.7%		
	西戸部町				0				0								1	1	1				1	2	-1	50.0%		
	西前町				0				0							1	1	1	1				1	1	0	100.0%		
	計	1	1	1	0	2	0	0	0	0	1	1	1	3	0	0	5	3	14	14	1	0	0	18	9	9	200.0%	
第3地区	久保町				0				0			1					3	4	4	2			6	4	2	150.0%		
	浜松町		1		1				0								2	2	2				3	1	2	300.0%		
	東久保町				0				0									0	0				0	4	-4	0.0%		
	藤棚町		1		1				0		1	2	1					4	4	1			6	5	1	120.0%		
	元久保町				0				0									0	0	1		2	3	1	2	300.0%	1	
計	0	2	0	0	2	0	0	0	0	0	1	3	1	0	0	0	5	10	10	4	0	2	18	15	3	120.0%		
第4地区	赤門町				0				0							1	1	1					1	0	1	--		
	東ヶ丘				0				0									0	0				0	0	0	--		
	伊勢町				0				0									0	0				0	1	-1	0.0%		
	老松町				0				0				1		1			2	2			1	3	0	3	--		
	霞ヶ丘			1	1				0									0	0				1	1	0	100.0%		
	境之谷				0	1			1									0	1				1	2	-1	50.0%		
西戸部町				0				0				3					3	3				3	1	2	300.0%			
計	0	0	1	0	1	1	0	0	1	0	0	0	4	0	1	0	1	6	7	0	0	1	9	5	4	180.0%		
第5地区	岡野				0			1	1			1				2	3	6	7			2	9	12	-3	75.0%		
	北幸	2	1		1				0			3			2	1	8	14	14	3		2	22	37	-15	59.5%	2	
	高島		10	2	12				0			6				41	12	59	59	3	1	10	85	67	18	126.9%		
	西平沼町				0				0									0	0	2		1	3	3	0	100.0%		
	平沼				0				0			1				1	1	3	3			4	7	5	2	140.0%		
	南幸	5	4	5	2	11			1	1		3	8	2		7	45	20	85	86	4	3	17	126	108	18	116.7%	
計	7	15	7	2	24	0	0	2	2	0	3	19	2	0	9	90	44	167	169	12	4	36	252	232	20	108.6%		
第6地区	北軽井沢				0				0	1								1	1				1	1	0	100.0%		
	楠町				0				0			1	1					2	2	3			5	2	3	250.0%		
	浅間台				0				0								1	1	1				1	2	-1	50.0%		
	浅間町			1	1				1			3					4	7	8	1			10	7	3	142.9%	1	
	南軽井沢				0				0			1						1	1				1	1	0	100.0%		
	南浅間町				0				0				1					1	2	2	2		4	0	4	--		
宮ヶ谷				0				0									0	0	2			2	1	1	200.0%	1		
計	0	0	1	0	1	0	0	1	1	1	0	5	2	0	0	0	6	14	15	8	0	0	24	14	10	171.4%		
みなとみらい地区	みなとみらい		3	1	1	5			0							2	26	5	33	33	5		1	44	39	5	112.8%	
西区全体		8	22	14	3	39	1	0	3	4	2	7	30	15	0	12	121	67	254	258	38	5	46	394	332	62	118.7%	5
前年同期		7	15	13	2	30	0	0	4	4	5	8	23	4	0	16	114	54	224	228	23	2	42	332			8	
増減		1	7	1	1	9	1	0	-1	0	-3	-1	7	11	0	-4	7	13	30	30	15	3	4	62			-3	

# 令和8年 西区内の火災・救急概況（西消防署）

R8.1.1～ R8.3.31



2026年度全国統一防火標語



「火の確認 いい日を支える いい習慣」

区分／年別	令和8年	令和7年	増△減	
火災件数	7	5	2	
火災種別	建物火災	6	4	2
	車両火災			
	船舶火災			
	林野火災			
	その他の火災	1	1	
焼損床面積(m <sup>2</sup> )	78		78	
死者				
負傷者	1		1	
主な原因	電気機器	3	1	2
	電灯・電話等の配線	1		1
	配線器具	1	1	
	放火(疑い含む)	1		1

区分／年別	令和8年	令和7年	増△減	
救急件数	2,551	2,757	△206	
主な内容	急病	1,752	1,976	△224
	交通事故	59	57	2
	一般負傷	518	518	
	その他	222	206	16

連合町内会別火災発生状況			
連合／年別	令和8年	令和7年	増△減
第一地区			
第二地区	1		1
第三地区		1	△1
第四地区	3		3
第五地区	3	2	1
第六地区			
みなとみらい地域		2	△2

※速報値ですので、確定したものではありません。

## 【1か月間の火災状況（3月1日～3月31日）】

※3月中 合計2件（建物火災：1件、その他火災：1件）  
高島二丁目、南幸二丁目（2件）（参考：火災の発生場所）

\* 消防瓦版 \*

最短3分で  
らくらく  
学習

3分で分かる! 自宅の備え

アクセスはコチラ

よこはま防災e-パーク 検索

<https://bousai-park.city.yokohama.lg.jp/>

よこはま防災e-パークHP

よこはま防災e-パーク

よこはま防災e-パークのここが"スゴい"

いざという時に役立つコンテンツが充実!

POINT! 01 充実したデジタルコンテンツ

よこはま防災e-パークは、100本以上の動画やミニテスト、防災クイズゲームなど、豊富なデジタルコンテンツで分かりやすく防災を学ぶことができます。

POINT! 02 幅広い分野をオールインワンで学習

火災、地震、風水害、救急など、いざという時に必要な知識をオールインワンで学習できます。

POINT! 03 子どもから大人まで、状況に応じて学習が可能

子どもや子育て世代、災害別など、利用者のニーズに応じて分かりやすく学ぶことができます。

西消防署 総務・予防課 045-313-0119

西消防署マスコットキャラクター  
「つーパンダ」



## 初期消火器具整備費用の一部補助について【周知依頼】

### 1 事業の趣旨

消防局では、自治会町内会が初期消火器具を設置・更新する費用（全て又は一部）を補助する事業を行っており、この度、補助金交付申請の受付を開始します。

#### 初期消火器具とは？

初期消火器具には、初期消火箱（固定式）とスタンドパイプ式初期消火器具（可搬式）の2種類があり、消防車が進入できない道路狭隘地域等においても、市民の皆さまが消火栓にホースを直接接続し、有効な初期消火活動を行うことができる消火器具です。特にスタンドパイプ式初期消火器具は機動性に優れ、容易に取り扱うことができます。



初期消火箱（固定式）



スタンドパイプ式  
初期消火器具(可搬式)

### 2 お願いしたいこと

【地区連長】地区連合定例会等で周知をお願いします。

【単位会長】定例会等でご検討いただき、申請する場合は西消防署、各消防出張所に御相談の上、申請を行ってください。

### 3 申請要件

下記3つに当てはまる単一の自治会町内会が対象となります。

- (1) 地域に消火栓がある。
- (2) 家屋が密集し、火災が発生した場合に延焼拡大のおそれがある。
- (3) 取扱いに関する訓練等を定期的実施できる。

### 4 申請方法

- (1) 受付期間：令和8年4月1日（水）から9月30日（水）まで  
※前金払いに関しては、7月31日（金）までの申請になります。
- (2) 申請方法：申請書に必要事項を記入の上、西消防署所に御提出をお願いします。  
※申請書は横浜市ウェブサイトからのダウンロードまたは最寄りの消防署所でお渡します。

○「横浜市 初期消火器具」で検索

○二次元コード



## 5 補助の対象経費

今年度も引き続き、下記表の①及び②に該当する補助を実施します。

また、令和7年度からは、③横浜市密集市街地における地震火災対策計画で定める「**重点対策地域**」に該当する町丁目に初期消火器具を新規設置する場合、初期消火器具の整備費用の10分の9に相当する額（上限27万円）を補助するメニューを新たに追加しています。

	整備内容	補助の対象経費
①	初期消火器具の新規設置又は全部更新の場合	初期消火器具の整備に要する経費（税込金額）の2/3に相当する額（上限20万円/1件）
②	初期消火器具の一部更新の場合	初期消火器具の整備に要する経費（税込金額）の2/3に相当する額（上限7万円/1件）
③	<u>「重点対策地域」に該当する町丁目に初期消火器具を新規設置する場合</u>	<u>初期消火器具の整備に要する経費（税込金額）の9/10に相当する額（上限27万円/1件）</u>

## 6 補助金要綱の改正及び申請条件の緩和について

要綱の改正を行い、令和8年度から下記の点について、申請条件の緩和を行いました。

一部条件を設けさせていただいておりますので、申請の際は、御確認いただきますようお願いいたします。

- (1) 補助金の請求に関して、令和8年度の自治会町内会の資金状況等を勘案し、**前金払い**を可能としました。（申請については、7月31日（金）まで）

※自治会町内会の事業計画、総会資料等で資金状況を確認させていただき、補助事業の完了前に補助金を交付しなければ補助事業を実施できないと認められる場合で、かつ、初期消火器具を1基も所有していないことが条件になります。

- (2) 世帯数の少ない複数自治会町内会での**共同整備を可能**としました。

※合計世帯数が650世帯未満であり、関係する自治会町内会すべてが初期消火器具の購入に関する費用を負担していること及び購入する初期消火器具がスタンドパイプ式初期消火器具（可搬型）であることが条件になります。

西消防署総務・予防課 予防担当  
担当 早川、松延  
電話 045-313-0119 /FAX 045-313-0119  
メール sy-nishiyobo@city.yokohama.lg.jp

# 古くなった**消火箱**、**スタンドパイプ**など 補助金で交換しませんか？



自治会・町内会が設置している消防用ホースの更新や、スタンドパイプなど初期消火器具の購入費用を補助します。初期消火箱の点検を行い、更新が必要な場合は、ぜひ本補助制度をご活用ください。

## 【補助概要】

補助対象団体	初期消火箱を設置している自治会・町内会
対象となる資機材	消防用ホース、筒先、可変ノズル、媒介金具、消火栓蓋開閉キー、スタンドパイプ、台車、収納袋及び消火箱 (※詳細は裏面をご確認ください。)
補助経費	初期消火器具の設置及び更新に要する経費の <b>2/3</b> に相当する額 (補助交付金額の上限は <b>8万円</b> )
申請期間	令和8年5月1日(金)から令和9年1月29日(金)

※補助を希望される場合は、まず西区総務課庶務係にご相談ください。  
※初期消火箱につきましては定期的な訓練の実施をお願いいたします。  
また訓練実施予定時には、消防署にお問い合わせください。





### 【ご注意ください！】

初期消火箱一式、スタンドパイプ式初期消火器具一式を購入される場合は、従来から消防局が実施している初期消火器具等整備費補助制度をご活用ください。

裏面あり

西区総務課防災担当  
電話 320-8310  
FAX 322-9847

## 【参考資料】初期消火器具等一覧

品名	規格・材質等	参考価格 (税抜)	備考	写真 (参考)
消火用 ホース	「40mm×20m」、「40mm× 15m」、「50mm×20m」 のいずれかとし、使用圧力 0.9M Pa以上の消防用ゴム引きホース	25,000 円	消防用ホースの技 術上の規格を定め る省令に適合する もの	
筒先	40A差込式、又は50A差込式	6,000 円	50Aの場合は、取 っ手付とする	
可変 ノズル	直状、噴霧（約120° 噴霧までの 展開角度）、シャットが可能なも の	5,600 円	筒先に取付可能な ものとする	
媒介 金具	差込異径媒介 ・受け口 65mm、差し口 40mm 又は 50mm ・受け口 50mm、差し口 40mm	7,000 円		
消火栓 蓋開閉 キー	材質がクロムモリブデン鋼又は同 等の強度を有する鉄鋼	18,000 円	消火栓にｽﾀｯﾄﾞﾊﾟｲ ﾌﾟを接続した状態 で、消火栓開閉操 作に支障のない長 さのもの	
ｽﾀｯﾄﾞﾊﾟ ｲﾌﾟ	単口引き上げ式（レバー付きも 可）、口径 65mm	35,000 円	消火栓接続時、消 火栓蓋開閉鍵操作 に支障のない高さ のもの	
台車	台車は軽金属製とし、ゴム車輪左 右付で、資機材を積載できるもの ゴム車輪の大きさは、道路縁石の 段差（10cm 程度）が容易に乗り 越えられる形状のものとし、 各資器材は運搬時や保管時に外れ ないよう固定できるものとする。	50,000 円		
収納袋	・消防用ホース3本又は4本、筒 先、可変ノズル、媒介金具、消火 栓蓋開閉キー、台車等が収納でき る大きさ ・本体の塗装は赤色、正面に白文 字で初期消火箱とわかる表示をし たもの	22,000 円		
消火箱	・片開き、鍵がかけられるもの ・消防用ホース3本又は4本、筒 先、可変ノズル、媒介金具、消火 栓蓋開閉キー、台車等が収納でき る大きさ ・本体の塗装は赤色、正面に白文 字で初期消火箱とわかる表示をし たもの	32,000 円 ～ 55,000 円	設置の際に工事費 が必要となる場合 あり（工事費も補 助対象）	

※仕様及びメーカーによって、各器具の価格は変わります（参考価格）。

# 2026年度さくらリビング 中高生夏期ボランティア 受け入れ団体募集要項



青少年交流・活動支援スペース(愛称:さくらリビング)は、青少年の文化・交流活動を支援し、青少年の自立促進や育成を図る拠点施設です。さくらリビングでは、青少年が多様な体験を通して地域社会への関心を高め、社会参加への意欲を育むことを目的として、毎年夏休み期間に中高生世代を対象としたボランティア事業を実施しています。事業にご協力いただき、青少年に体験機会を提供していただける施設・団体を募集いたします。

## ● 団体要件

横浜市内の施設または市内で活動する団体  
 ※ただし政治や宗教、営利を目的とした活動でないこと。  
 公序良俗に反する活動や個人的なご依頼もお受けできません。

## ● 募集团体数

10団体程度

## ● 募集締め切り

5月15日(金)(上限に達し次第受付を終了します。)

## ● 申込方法

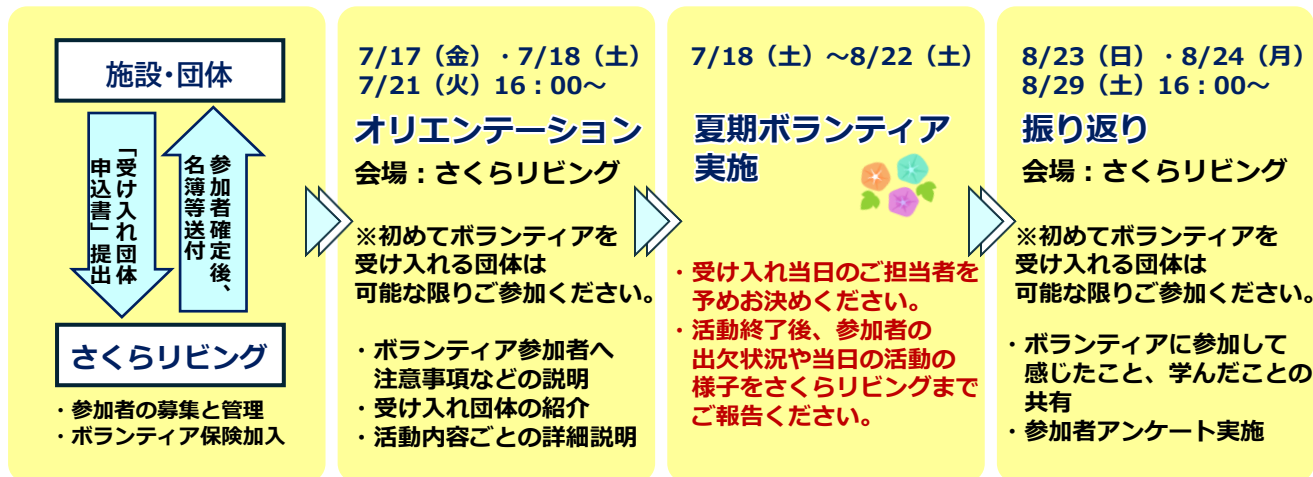
裏面の「受け入れ団体申込書」またはGoogleフォームを送信

## 受け入れ団体や活動の例

- ・放課後キッズクラブなどでの子どもの見守り、遊び相手
- ・子ども食堂のお手伝い
- ・地域の夏祭りのお手伝い
- ・障がい者施設のサポート
- ・小中学生の学習支援
- ・宿泊体験施設の清掃
- ・駅前での街案内 など



## ● ボランティア受け入れの流れ



## 《問い合わせ先》

### 青少年交流・活動支援スペース(さくらリビング)

(運営団体:公益財団法人よこはまユース)

- 【住所】 中区桜木町1-1ぴおシティ6階
- 【電話】 045-263-8020
- 【メール】 kkspace@yokohama-youth.jp
- 【担当】 西川・品川・南



# 中高生夏期ボランティア 受け入れ団体申込書

締め切り 5月15日(金) (上限に達し次第受付を終了します)

団体名または施設名	
ご担当者	
連絡先(電話)	
連絡先(メール)	

\* ボランティア募集チラシに掲載する内容  
(紙面に限りがあるため内容を編集させていただくことがあります。)

団体・施設の紹介	
ボランティアに依頼したいこと	
受け入れ日程 ※7/18(土)~8/22(土)の間で 受け入れ可能な日、時間帯	
活動場所	住所 施設名
受け入れ可能人数 ※複数日程の場合は1日あたりの人数	
持ち物、服装など	
その他条件、連絡事項など (例)雨天中止 高校生のみ受け入れ など	
活動当日の緊急連絡先、担当者 ※欠席連絡等に使用します。参加者にお伝え してもよい連絡先(電話、メールアドレス)を ご記入ください。	

## 送付先

青少年交流・活動支援スペース(さくらリビング)  
【メール】 kkspace@yokohama-youth.jp  
【FAX】 045-263-8252  
【担当】 西川・品川・南



Googleフォームでも  
送信できます

## ハザードマップの更新について【周知依頼】

### 1 趣旨

この度、横浜市が公表している「浸水ハザードマップ」のうち、「内水面（内水ハザードマップの地図面）」と「情報面（情報の入手方法など）」など一部の内容を更新しました。  
つきましては、以下のとおり、各区役所、土木事務所への配架及び全戸配布を行いますので、ご承知おきいただき、周知につきましてよろしくお願ひします。

### 2 お願いしたいこと

- 【区 連 長】ご承知おきください。
- 【地区連長】地区連合定例会等で周知をお願いします。
- 【単位会長】定例会等で周知をお願いします。

### 3 更新・配布時期

- ・ ウェブサイトでの公開及び区役所や土木事務所での配架開始：6月から順次予定
- ・ 全戸配布の予定：年度内配布予定
- ※ 委託事業者によりポスティングで配布をさせていただく予定です。

### 4 更新の内容（以下「参考図」参照）

内水面（内水ハザードマップ）に参考図のとおり①～③の項目を追加記載

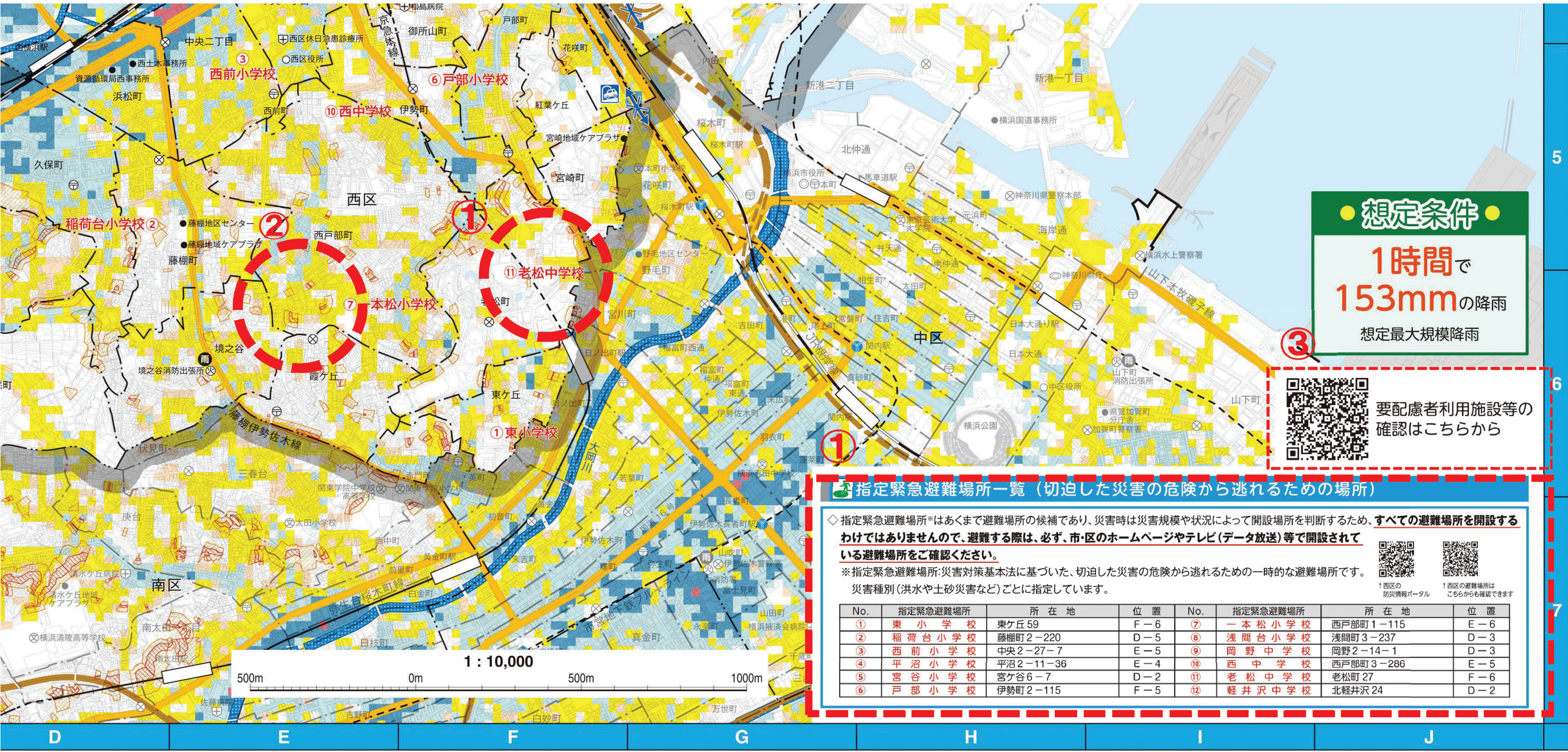
（参考図）

項目	本市の対応
浸水想定区域図に必要な項目（浸水想定区域、浸水深）	現行のハザードマップに記載済
洪水予報等の伝達方法	
避難場所 ①	ハザードマップに追加記載
土砂災害警戒区域 ②	
浸水想定区域内の要配慮者利用施設等 ③	市ホームページに施設一覧掲載及びハザードマップに当該一覧の二次元コードを追加記載

想定条件  
1時間で153mmの降雨  
想定最大規模降雨

内水ハザードマップの更新イメージ

※ 今回の更新にあわせ、洪水面（洪水ハザードマップ）等の避難場所の表記などを修正している区もあります。



● **想定条件** ●  
**1時間**で  
**153mm**の降雨  
 想定最大規模降雨

③  
 要配慮者利用施設等の  
 確認はこちらから



**指定緊急避難場所一覧（切迫した災害の危険から逃れるための場所）**

◇ 指定緊急避難場所\*はあくまで避難場所の候補であり、災害時は災害規模や状況によって開設場所を判断するため、**すべての避難場所を開設するわけではありませぬので、避難する際は、必ず、市・区のホームページやテレビ（データ放送）等で開設されている避難場所をご確認ください。**

※ 指定緊急避難場所：災害対策基本法に基づいた、切迫した災害の危険から逃れるための一時的な避難場所です。災害種別（洪水や土砂災害など）ごとに指定しています。



No.	指定緊急避難場所	所在地	位置	No.	指定緊急避難場所	所在地	位置
①	東小学校	東ヶ丘 59	F-6	⑦	一本松小学校	西戸部町 1-115	E-6
②	稲荷台小学校	藤棚町 2-220	D-5	⑧	浅間台小学校	浅間町 3-237	D-3
③	西前小学校	中央 2-27-7	E-5	⑨	岡野中学校	岡野 2-14-1	D-3
④	平沼小学校	平沼 2-11-36	E-4	⑩	西中学校	西戸部町 3-286	E-5
⑤	宮谷小学校	宮ヶ谷 6-7	D-2	⑪	老松中学校	老松町 27	F-6
⑥	戸部小学校	伊勢町 2-115	F-5	⑫	軽井沢中学校	北軽井沢 24	D-2

D E F G H I J

## 山下ふ頭再開発に係る市民意見募集の実施について【情報提供】

### 1 事業の趣旨

山下ふ頭再開発の方針として取りまとめた「事業計画案」について、市民のみなさんから広く意見をいただくための市民意見募集を5月31日まで行っていますので周知をお願いします。

### 2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で周知をお願いします。

### 3 市民意見募集の概要

#### (1) 募集期間

令和8年4月7日（火）～5月31日（日）

#### (2) 提出方法

ア インターネット入力フォーム（横浜市電子申請・届出システム）

次の URL または二次元コードからアクセスし、横浜市電子申請・届出システムにお進みください。

【URL】

<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/444f51c3-3d9a-410a-8167-507979274486/start>

【二次元コード】



横浜市ウェブサイト  
市民意見募集

イ 郵送（リーフレット付属のはがき）

#### (3) リーフレット配架場所（4月中旬以降順次配架）

市民情報センター（市庁舎3階）、各区役所広報相談係、行政サービスコーナー・図書館等のPRボックス など

### 4 その他

広報よこはま5月号 はま情報にも掲載予定です。

### 5 参考資料

市民意見募集リーフレット

港湾局山下ふ頭再開発調整課  
担当 武  
電話 045-671-7314 /FAX 045-550-4961  
メール kw-yamashita@city.yokohama.lg.jp

# 山下ふ頭再開発 事業計画案

市民意見募集 4/7～5/31



## ● 山下ふ頭の再開発について

山下ふ頭では、優れた立地と広大な開発空間を生かし、新しい時代の象徴となる持続可能なまちづくりにより、将来にわたる安定した活力の創出につなげていくことを目的とし、再開発の取組を推進しています。

## ● 事業計画案とは

事業計画案は、令和7年6月に公表した「答申を踏まえた基本的な方向性」に対して実施した市民意見募集、市民検討会、民間事業者へのサウンディング調査の結果等を踏まえ、山下ふ頭再開発の方針として取りまとめたものです。

「山下ふ頭再開発 事業計画案」の詳細は、Webサイトをご覧ください

山下ふ頭 事業計画案

検索



公式マスコットキャラクター トクントクン

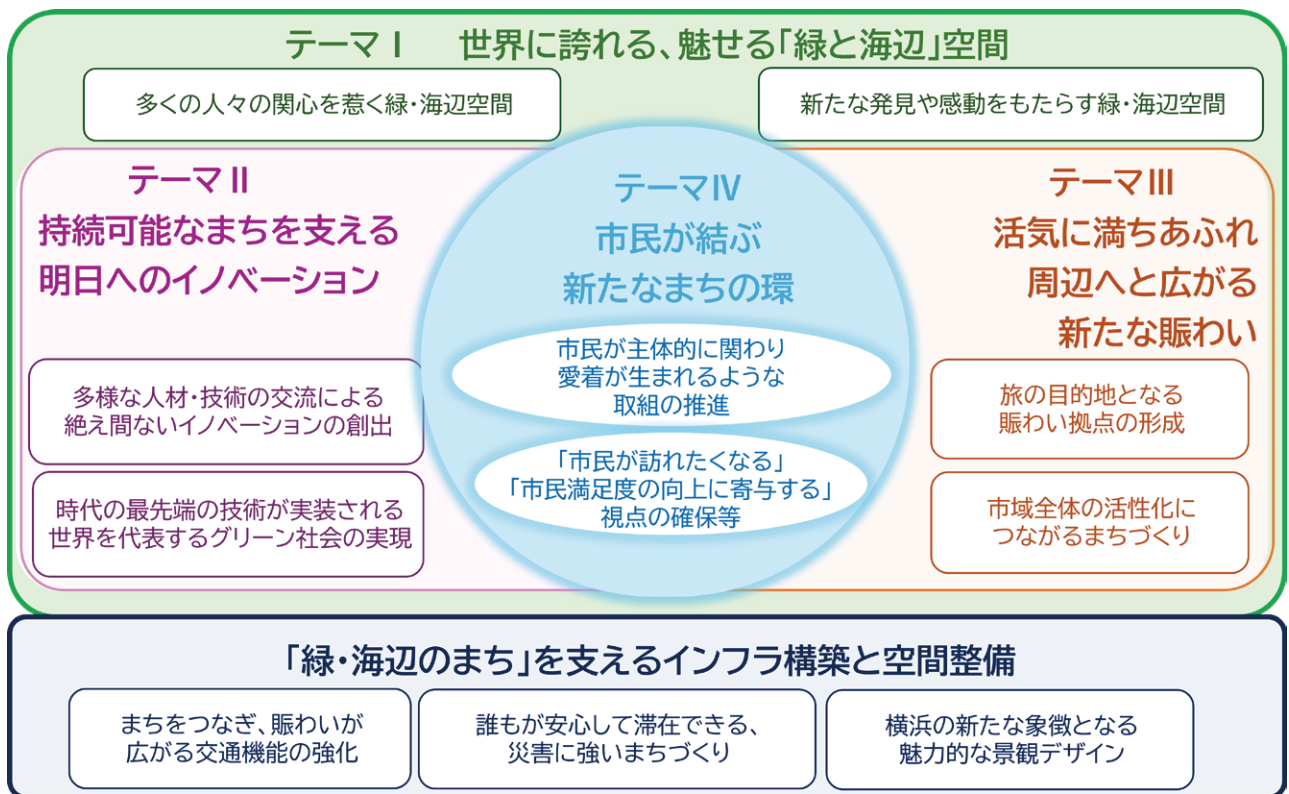
GREEN×EXPO 2027  
YOKOHAMA JAPAN

2027年国際園芸博覧会 2027年3月～9月横浜・上瀬谷

©Expo 2027



## ● 山下ふ頭の将来像



### 【新たなまちの将来像】

山下ふ頭再開発は、新たなまちの将来像として、まちづくりのテーマと、その土台となるインフラ構築・空間整備の考え方をもとに推進していきます。

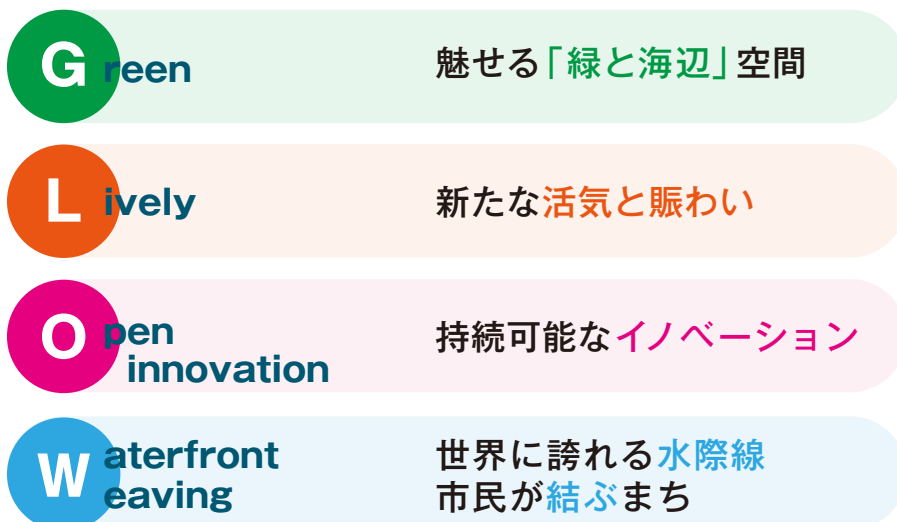
この中で、テーマI「世界に誇れる、魅せる『緑と海辺』空間」は、山下ふ頭再開発の最も大きな軸と位置づけており、テーマII及びIIIを包含する関係性となっています。

また、3つのテーマが重なり合う中心に、「市民が結ぶ新たなまちの環」として、市民の皆様をはじめとする多様な主体が参画できるまちづくりの考え方を示した上で、これまでいただいた市民意見を踏まえた新たな視点等を加え、4番目のテーマとして位置づけています。

## ● 再開発のコンセプト **NEW**

# GLOW

横浜の“輝き”を世界へ、そして22世紀へ



1 市民の皆様をはじめ、山下ふ頭を訪れる誰もがいきいきと輝けるまちづくりを目指します。

2 新たなまちで生まれる輝きを世界へ発信していきます。

3 市民の皆様にあえられるまちを次世代に継承し、輝きを22世紀へとつなげていきます。

# 事業の方針

## テーマI 世界に誇れる、魅せる「緑と海辺」空間

### 取組方針1

#### 多くの人々の関心を惹く緑・海辺空間

- ① 周辺地域と連なる水際線と、都市を包み込む魅力的な緑・海辺空間の創出
- ② 都市と自然が共生した、ここにしかない緑・海辺

### 取組方針2

#### 新たな発見や感動をもたらす緑・海辺空間

- ① 体験・体感による行動変容や新たな交流を生む緑・海辺の創出
- ② ウォーターフロントの空間が織りなす非日常

## テーマII 持続可能なまちを支える明日へのイノベーション

### 取組方針1

#### 多様な人材・技術の交流による絶え間ないイノベーションの創出

- ① 緑・海辺の環境を生かしたイノベーション拠点の創出
- ② 体験・体感によるイノベーションの循環と発展
- ③ 人材育成によるイノベーション創出のための土壌形成

### 取組方針2

#### 時代の最先端の技術が実装される世界を代表するグリーン社会の実現

- ① 先導的なグリーン技術が広がる、常に新しいまち
- ② 付加価値を生み出す循環型のまちづくり
- ③ 世界の脱炭素化を先導する効果的なエネルギー利用
- ④ 都市に寄り添う自然の再興

## テーマIII 活気に満ちあふれ、周辺へと広がる新たな賑わい

### 取組方針1

#### 旅の目的地となる賑わい拠点の形成

- ① 国内外の多くの人々を惹きつけるコンテンツの導入
- ② 多様な手段による誘客促進

### 取組方針2

#### 市域全体の活性化につながるまちづくり

- ① 市域に広がる魅力と相乗効果を生み出す賑わいの創出
- ② 地域経済の活性化と雇用創出

## 方針の実現に向けたポイント NEW

上記で示した事業の方針を前提としたうえで、その実現に

### 緑・海辺空間の機能

- ・ 臨港パークから山下公園に至る緑の軸線を最大限生かすため、圧倒的な緑量感を持たせながら、空の広がるオープンスペースや水際線に沿った緑を中心とした、都市部のまちづくりにおいて日本最大級のスケールを誇る緑の空間を計画する。
- ・ 区域内に設ける緑の空間は、来街者の安全等を十分に考慮した上で、可能な限り誰にも開かれたものとし、横浜の歴史・文化、最先端の技術体験、ここでしか味わえない景観体験など、多様な魅力が感じられる計画とする。
- ・ 子どもたちが快適かつ安全に海と触れ合い、遊び、生物多様性等の学びが得られる場を計画する。

### イノベーション機能

- ・ サーキュラーエコノミー、ゼロカーボン、ネイチャーポジティブ等、市の施策やGREEN×EXPO 2027のレガシー継承の視点も持ちながら、ディープテックをはじめ、社会課題の解決に資するイノベーション創出を牽引するような、国内外の企業や研究・教育機関等を呼び込む。
- ・ イノベーション創出に携わる人材との交流、市内の教育機関等と連携した次世代を担う若者の育成、実証シーンの可視化等、来街者に開放的な印象を与える取組を展開する。

### 賑わい機能

- ・ 国内外の人々にとって旅の目的地となるような、世界から選ばれる、日本の特色を最大限生かしたコンテンツを計画する。
- ・ 横浜の歴史や文化を感じられる空間、自然を楽しめる空間等、子どもから大人まで、幅広い世代の多様なニーズに応える賑わい機能を導入する。
- ・ ファミリー層、ビジネス層、長期滞在を目的とした来街者等、多様化・グローバル化する宿泊需要に対応できるよう、幅広いタイプの仕様・設備を備えた施設や、商業機能とも一体となったクルーズターミナルを計画する。

## テーマⅣ 市民が結ぶ新たなまちの環 NEW

### 市民意見を踏まえた新たな視点

- ・市民が主体的に関わり、山下ふ頭への愛着が生まれるような取組を通じて、市民の活動に來街者が魅力を感じるまちづくりを行う。
- ・「市民が訪れたい」「市民満足度の向上に寄与する」視点を大切にしながら、横浜の特性を生かした魅力的なまちづくりを行う。
- ・約47haの広大な開発空間全体で一貫したコンセプトを持ちながら、「余白」を意識した空間整備により、持続的な市民参画や変化と進化が絶えない柔軟なまちづくりを行う。

### 市民参画のイメージ

注) 写真はイメージです



出典: iStock.com/ Suwanb

市民が木々や花々などの緑を植え、育てる、時間をかけてアップデートする取組



出典: iStock.com/ newsfocus1

文化・スポーツ・芸術等をきっかけとした日常に寄り添う賑わいに、多様な世代の市民が集まり、交流し、コミュニティが形成されるような環境づくり

## 「緑・海辺のまち」を支えるインフラ構築と空間整備

### 取組方針1

#### まちをつなぎ、賑わいが広がる交通機能の強化

- ① 新たな交通結節点の形成による広域アクセス機能の確保
- ② 埠頭周辺の交通ネットワーク構築による利便性・回遊性の向上
- ③ 埠頭内の円滑な移動につながる環境整備

### 取組方針3

#### 横浜の新たな象徴となる魅力的な景観デザイン

- ① 世界に魅せる、時代を超えて愛される都市景観の創出
- ② 都心臨海部全体との調和と、個性の発揮のバランス
- ③ 山下ふ頭ならではの景観体験の創造

### 取組方針2

#### 誰もが安心して滞在できる、災害に強いまちづくり

- ① 市域全体の防災力向上につながる拠点形成
- ② 災害時に備える空間づくりと体制の構築

向けて、市が重要と考える具体的なポイント等を、導入機能の観点から整理しています。主なものは以下のとおりです。

### 交通機能

- ・主要都市、鉄道駅、空港から來街者を迎え、送客する機能を有する交通ターミナルを計画する。
- ・歩行者動線は、緑の木陰や休憩機能を多く配置し快適性を確保するとともに、楽しみながら回遊できる仕掛けづくりを行う。
- ・横浜港内や羽田空港、都内に整備された拠点と連携し、新たな価値を創出する魅力的な水上交通を計画する。

### 安全・安心機能

- ・災害時には、山下ふ頭2号岸壁及び背後地を活用して緊急物資等の受入・輸送を行う「海の防災拠点」としての機能が十分に発揮できるよう、避難場所やエネルギーの確保、飲料水や備品の備蓄等を行うとともに、市や他の行政機関等の応急対策及び復旧活動に協力する。
- ・区域全体で安心して滞在できるよう、DXを活用しながら適切な防犯体制や警備体制等を計画する。

### 景観形成

- ・再開発全体のコンセプト「GLOW」を表象する、総合的なコンセプトやビジョンを持って、まち全体としてデザインする。
- ・海や緑といった自然と、人工物の連なりが織りなす美しい風景をつくる。
- ・都心臨海部の都市形成の経緯や文脈に十分に配慮するとともに、各地区とのつながりを意識し、その中で個性を発揮する。

### エリアマネジメント

- ・区域内に導入される機能等が地区全体で一体的・効果的に発揮されるよう、事業主体が中心となり、周辺地域、市民、行政との連携を図りながらエリアマネジメントの組織を設立・運営する。

### 環境配慮

- ・自然エネルギーや次世代エネルギーの活用、環境保全の活動、低炭素モビリティの導入等、あらゆる機会を通じた取組により、区域内でのゼロカーボンを達成する。

### 教育・子育て

- ・子育て世代が憩える、子どもと安心して遊べる、働きやすいなど、多様なニーズを捉えた取組を展開する。



## 山下ふ頭の特長

約47haに及ぶ広大な開発空間

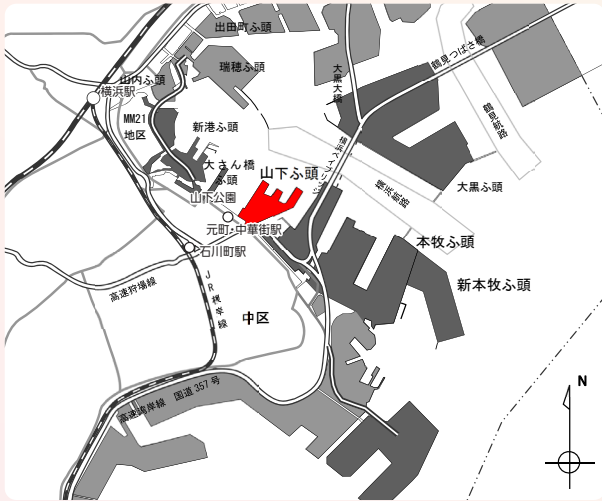
周囲を囲む穏やかな水域

高い交通利便性

横浜港の良好な景観

周辺の観光資源

## 立地



あなたの意見をお聞かせください

募集期間

令和8年4月7日(火)  
～5月31日(日)

## ご意見の提出方法

次の方法で、ご意見をお寄せください。

### ①はがき

(左下のはがきを切り取り、ご使用ください。)

【切手不要 当日消印有効】

### ②インターネット入力フォーム

URLまたは二次元コードから  
アクセスし、ご提出ください。



URL:

<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/444f51c3-3d9a-410a-8167-507979274486/start>

## 提出にあたっての注意事項

- 電話や口頭でのご意見の受付や、個別の回答はいたしません。
- ご意見の内容は、個人情報を除き、後日Webサイトで公表します。なお、第三者の利益を害する恐れのあるものなど内容により公表しない場合があります。
- ご意見に付記いただいた個人情報は、「個人情報の保護に関する法律」等に基づき適正に管理し、本市民意見募集に関する業務にのみ利用します。

※切り取り線※

郵便はがき

料金受取人払郵便

横浜港局  
承認

3112

差出有効期間  
令和8年5月  
31日まで  
(切手不要)

2 3 1 - 8 7 9 0

0 0 5

見本

神奈川県横浜市中区本町  
6丁目50番地の10  
横浜市港湾局 山下ふ頭再開発調整課 行

※切り取り線※



該当する項目にチェック・記入をお願いします

- 【住 所】  横浜市 区  
 横浜市外
- 【年 代】  ~10歳代  20歳代  
 30歳代  40歳代  
 50歳代  60歳代  
 70歳代  80歳代~

ご協力ありがとうございました

横浜市 港湾局  
山下ふ頭再開発調整課  
令和8年4月作成  
TEL : 045-671-7314  
FAX : 045-550-4961

〇〇〇自治会 会長様 [〇]

日本赤十字社神奈川県支部  
横浜市地区本部西区地区委員会  
委員長 本多 由紀子

## 令和8年度赤十字活動資金（会費）の募集について（依頼）

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素より赤十字事業につきましては、深いご理解と温かいご支援をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、日本赤十字社では、国際救援活動・災害救援活動及び社会福祉事業等、人道と博愛の精神をもって活動を行っております。これらの事業資金は、事業に協賛する会員の会費と団体等からお寄せいただく「寄付金」によってまかなわれております。

つきましては、赤十字活動資金（会費）の募集にご協力下さいますようお願い申し上げます。なお、別添のとおり、資料を同封させていただきますのでよろしくお願いいたします。

1 目安額 ¥000,0000. —

令和7年4月時点の世帯数の90%に世帯あたり160円をかけた数字です。

2 実施時期 例年5～7月に実施していただいております。

熱中症等に配慮いただきながら、無理のない時期に行っていただき、

**※12月末までに納入くださいますようお願いいたします。**

3 納入方法

(1) 振込：手数料免除となりますので同封の払込取扱票での振込にご協力ください

指定の払込取扱票以外で手続きされた場合、手数料は払込人負担となりますのでご了承ください。

\*「本人確認法」に基づき、10万円を超える現金での振込を行う際に郵便局の窓口にて運転免許証や健康保険証等の本人確認書類や自治会町内会の会則等の提示が求められることがあります。お手数ですがご協力をお願いいたします。

(2) 窓口：事務局（西区社会福祉協議会内）

月～金曜日 9時～16時 ※祝日を除く

4 同封

- |             |    |          |    |          |    |
|-------------|----|----------|----|----------|----|
| (1) 本年度事業計画 | 1部 | (2) 日赤冊子 | 1冊 | (3) ポスター | 〇枚 |
| (4) チラシ     | 〇枚 | (5) 受領証  | 〇冊 | (6) 会費封筒 | 〇枚 |
| (7) 払込取扱票   | 〇枚 |          |    |          |    |

問い合わせ先 担当：富村・福澄（西区社会福祉協議会）  
西区高島2-7-1 ファーストプレイス横浜3階  
電話 450-5005 FAX 451-3131

## 地域ケアプラザの福祉・保健の窓口相談時間変更について【情報提供】

### 1 趣旨

令和8年10月から、地域ケアプラザの窓口相談時間を、「月～土曜日の日中」に変更します。  
日・祝日の日中はコールセンター※で対応しますので、ご理解いただきますようお願いいたします。  
(※現在、夜間や休館日(年末年始等)にコールセンター(看護師等)で対応中。)

#### <理由>

福祉人材の確保が非常に厳しい中、地域ケアプラザの相談件数は、約10年で1.5倍程度に増加しています。今後、超高齢社会が進展する中、さらなる相談件数の増加が見込まれるため、相談が多い時間帯(平日日中)に注力する職員配置とし、地域の皆様からのご相談や地域の皆様との連携に努めてまいります。

### 2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

### 3 窓口相談時間変更の概要

#### 【変更前】

令和8年9月まで		
月～土	9～18時	窓口・電話相談 地域ケアプラザ
	18～翌9時	電話相談 コールセンター
日・祝	9～17時	窓口・電話相談 地域ケアプラザ
	17～翌9時	電話相談 コールセンター



#### 【変更後】

令和8年10月から		
月～土	9～17時	窓口・電話相談 地域ケアプラザ
	17～翌9時	電話相談 コールセンター
日・祝	9～翌9時	電話相談 コールセンター

#### 【変更の理由】

- ・相談件数は約10年で1.5倍に増加していますが、曜日や時間帯によって差が見られます。(日曜日・祝日は平日の1/4、土曜日の1/2。17時以降はほとんどない状況。)
- ・このため、相談が多い時間帯に職員が注力できるよう、窓口相談時間を変更します。
- ・開館時間(部屋の貸出)は、これまでどおり、変更はございません。

担当 健康福祉局地域支援課 竹地・古谷(TEL:045-671-2388)

## 横浜グリーンエクスポの横浜市の取組等について【情報提供】

### 1 事業の趣旨

3月19日に開催した「開催1年前発表会」で公表した横浜市の取組等についてお知らせします。

### 2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

### 3 【参考】横浜グリーンエクスポ全体の最新情報

開催1年前を契機に、GREEN×EXPO 協会より様々な最新情報が公表されましたのでお知らせします。

- 主催者展示となる「テーマ館」や「園芸文化館」、政府出展となる「日本政府苑」をはじめ、Village 出展やテーマ営業出展等の各出展の概要など、具体的な内容が発表されました。
- また、公式参加者としての国際出展は、57か国・4国際機関の参加が公表されています。

最新の会場図、出展イメージ等が掲載されているパンフレットや新しい魅力発信動画も公開しています。



パンフレットはこちら↓



新しい魅力発信動画はこちら↓



○横浜グリーンエクスポの魅力を発信していただく新たな公式アンバサダーに「ゆず」の北川悠仁さんと岩沢厚治さんが就任しました。

さらに、GREEN×EXPO 2027 の開催に向けてコラボレーションソングの制作も発表されました。



(公式アンバサダーとのフォトセッション)

○GREEN×EXPO 2027 の魅力づくりに貢献いただく大型プロジェクト協賛については、2者の展示概要とともに新たな協賛者3者を発表、特別協力パートナーと併せて、会場内モビリティ営業出店2者、会場内郵便局の開設も決定いたしました。

#### ■プロジェクト協賛 展示概要

プロジェクト協賛では、GREEN×EXPO 2027 の世界観に御賛同いただいた企業・団体の皆さまの理念や技術等も盛り込んだコンテンツが提供されます。大型プロジェクトの協賛企業について、既に公表している2者の展示概要が発表されました。

●大成建設グループ  
魅力創出プロジェクト ダイヤモンドパートナー



提供：大成建設株式会社一級建築士事務所  
「TAISEI GREEN TERRACE (仮称)」は、会場を一望するランドマーク。素晴らしい眺望を体験して下さい。

●明治安田生命保険相互会社  
にぎわい創出プロジェクト プラチナパートナー



来場者が健康や地域の魅力を体験できるサードプレイス「明治安田『健活パーク』」を設置し、明治安田が未来につなげていきたい全国各地の伝統や文化を体験できるイベントを展開します。

(プロジェクト協賛を既に公表している2者の展示概要)

#### ■特別協力パートナー

- ・日本財団

#### ■大型プロジェクト協賛者（新たに加わった3者）

- ・日本生命保険相互会社：テーマ館プロジェクト プラチナパートナー
- ・株式会社ピエクレックス：にぎわい創出プロジェクト プラチナパートナー
- ・サントリーホールディングス株式会社：にぎわい創出プロジェクト ゴールドパートナー

#### ■会場内モビリティ営業出店

- ・泉陽興業株式会社
- ・株式会社マクニカ（※五十音順）

#### ■会場内郵便局の開設

日本郵便株式会社が、GREEN×EXPO 2027 の入場ゲート付近に郵便局を1カ所開設します。国内外から訪れる来場者へ、郵便サービスなどをご提供いただきます（通常の郵便局とは一部取扱いが異なります。）。

詳細は協会記者資料ご覧ください↓



その他、詳しい情報は協会 HP まで↓



#### 4 横浜市出展について

本市では、会場内に5つあるビレッジのうち、2つのVillageで地球にやさしい暮らしや身近な環境とのかかわりを体感していただく、「発信拠点」と「活動拠点」の2つを設けます。

### 横浜市からの発信（市出展）



### 【発信拠点】

入場ゲートから最も近い「Urban GX Village」では、グリーン社会を実現するための新しいライフスタイルや先進技術が体験できる屋内展示を、市民・企業の皆様と協力して行います。

限りある資源を大切に作る様々な暮らし方に触れる「行動変容体験ゾーン」、50以上の企業・団体の協力のもと、未来の循環型社会を作る先進技術に触れる「先進技術体験ゾーン」の、2つのテーマで屋内展示を構成します。



(発信拠点の外観のイメージ図)

### 【活動拠点】

会場の一番奥にある「SATOYAMA Village」では、公園愛護会などの市内環境活動団体や市民の皆様が、横浜市内産の植物で花壇を作ったり、環境について楽しみながら学べる体験プログラムを行ったりする、屋外活動の拠点を設けます。



(活動拠点のウェルカムガーデンのイメージ図)

## 5 活動拠点のボランティアユニフォームのお披露目について

ユニフォームは、環境にやさしい植物由来の素材を採用しており、**環境配慮型のユニフォームを着用して活動するボランティアの姿を通じて、循環型都市の実現に向けた取組を発信**していきます。

※活動拠点のボランティアは、7月から募集開始の予定

※EXPO 全体の植物管理と運営のボランティアは4月30日まで募集中



(ユニフォームお披露目の様子)

## 6 区民活動デイ・横浜ウィーク

日頃から文化活動等をされている方によるステージでの発表や、地産地消・区の特産品の展示・販売ブース等による出店など、**区民の皆様が主体的に参加していただける機会を提供**します。

また、横浜の魅力を生かした、ここでしか得られない体験を、**市民や来場者と「ともに作り、みんなで楽しむ」、スペシャルなウィークを会場全体で展開**します。



(イベントのイメージ)

## 7 チケットについて

### (1) 販売場所

#### ①GREEN×EXPO 2027 チケットサイト（電子チケット等）

<https://ticket.expo2027yokohama.or.jp/>



#### ②協会が販売契約を締結した販売事業者の Web サイト及び店頭

##### 【販売事業者一覧】

<https://expo2027yokohama.or.jp/tickets-index/resellers/>



次の店舗で紙チケットを取り扱っています（取扱い券種は「1日券」のみ）。

- ・株式会社 阪急交通社 新橋サービスセンター  
東京都港区新橋 3-3-9 KHD 東京ビル 1F
- ・株式会社 阪急交通社 横浜サービスセンター  
横浜市神奈川区鶴屋町 2 丁目 23-2 TS プラザビルディング 11F （3月31日時点）

### <紙チケットデザイン>



表面



裏面

### (2) 来場日予約について

GREEN×EXPO 2027 では、来場者の皆様に安全かつ快適にお楽しみいただくために、来場日時予約制度が導入されます。

#### 【来場日時予約について】

入場チケットを購入後、公式チケットサイトにて来場日時を予約していただきます。予約開始は今年の秋頃を予定しています。

日時予約の詳細については、予約開始のお知らせの際にご案内予定です。

※来場日時予約は、1日券、通期パス等全ての券種において必要になります。

脱炭素・GREEN×EXPO 推進局 GREEN×EXPO 推進課  
担当 中島、橋本  
電話 045-671-4627 /FAX 045-212-1223  
メール da-greenexpo@city.yokohama.lg.jp

## 自治会町内会館整備について【事業説明】

### 1 事業の趣旨

令和 9 年度に自治会町内会館の新築・増築・耐震補強工事・修繕（いずれも補助対象経費 100 万円以上）を行うご意向がある自治会町内会より、令和 9 年度予算編成に向けた事前申出を募集します。なお、予算には上限がありますので、予算の範囲内で対象となる自治会町内会を決定する予定です。

※公園集会所の整備を予定している団体についても同様の申出をお願いします。

### 2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で単位会長の皆様に情報提供をお願いします。

ご意向がある場合、区役所に必要書類をご提出してください。

（地区連合町内会館も対象となります）

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供の上、ご検討ください。

ご意向がある場合、区役所に必要書類をご提出してください。

### 3 制度について

#### （1）制度概要

別添のパフレット『自治会町内会館整備のための補助制度等のご案内』をご参照ください。制度の詳細は、横浜市ホームページにも掲載しております。

右記、二次元バーコードよりアクセスください。



#### （2）整備の種類、補助率、補助限度額

整備の種類	補助率	補助限度額
新築・購入	2 分の 1	125,000 円/m <sup>2</sup> かつ 1,500 万円
特殊基礎 工事費	2 分の 1	300 万円
エレベーター 設置工事費	2 分の 1	300 万円
増築	2 分の 1	630 万円
耐震補強工事	2 分の 1	380 万円
修繕	2 分の 1	250 万円

#### 4 事前申出の提出

【申込方法】 各区役所地域振興課へ必要書類を提出

必要書類については、区役所地域振興課へお問い合わせください。

【申込期限】 令和8年7月6日（月）

#### 5 今後のスケジュール

① 令和8年7月6日（月）

事前申出の申込期限

（内容を審査した上、予算編成の際、基礎データとします）

② 令和9年3月末頃

令和9年度予算の確定後、予算枠の範囲内において、補助申請の受付対象となる自治会町内会を決定します。

③ 令和9年4月以降

補助対象となった自治会町内会におかれましては、随時、補助申請書等の提出をお願いします。

#### 6 その他

(1) 風水害等の自然災害により緊急で修繕が必要になった場合には、事前申出の有無に関わらず、各区役所地域振興課へご相談ください（り災の証明等、別途要件があります）。

(2) 公園集会所の整備の場合は、区役所へお申し出をいただく前に、みどり環境局公園緑地管理課及び土木事務所と調整が必要になります。

(3) 自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金（LED 照明器具や省エネエアコンなどの整備導入における補助制度）とは別事業になります。

市民局地域活動推進課

担当 大内（康）

電話 045-671-2317 /FAX 045-664-0734

メール sh-jichikai@city.yokohama.lg.jp

# 自治会町内会館整備のための補助制度等のご案内

令和8年4月

自治会町内会活動や共助による減災に向けた取組の拠点となる、自治会町内会館の整備に対する補助制度や融資制度の概要について、ご案内します。

**自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金とは異なる制度ですのでご注意ください。**

## ◆ 補助制度について

＜お問い合わせ先：区役所地域振興課＞

### 1 補助対象

次の全ての項目に該当するときに、自治会町内会館の整備に対する補助を利用することができます。ただし、この補助制度で補助を受けた自治会町内会は、補助を受けてから5年間は、特別な理由がある場合を除き、補助申請することはできません。（修繕を除く）

- (1) 自治会町内会が所有、整備、運営及び利用する施設である
- (2) 地域住民の福祉向上、連帯の増進に寄与する施設である
- (3) 会議及び集会に必要な施設を備えている
- (4) 建築基準法その他の法令に適合している
- (5) 会館の整備に対して、総会の議決等による自治会町内会の意思決定がある
- (6) 会館の利用規約等が整備されている
- (7) 補助を受けた会館が他にない
- (8) 会館整備費補助要綱に定める業者数以上の市内事業者（※1）による入札又は見積合わせで最も安価な金額を提示した事業者を選定している（事業者は建設業の許可が必要です。（※2））
- (9) **補助対象経費が100万円以上の整備である**

※1 市内事業者とは、市内に本社がある事業者です。店舗や事務所等だけが市内にあっても該当しませんので、ご注意ください。具体的には、次のいずれかに該当する事業者です。

- ◎ 横浜市一般競争入札有資格者名簿における所在区分が市内である者
- ◎ 登記簿の本店（又は主たる事務所）の所在地が市内で登記している者
- ◎ 主たる営業の拠点が市内である個人事業者及び登記していない団体

※2 申請時に、建設業の許可通知書の写しの提出が必要です。

### 2 補助内容

整備の種類	補助率	補助限度額	内容
新築・購入	2分の1	1㎡当たり 125,000円 かつ 1,500万円	新たに建物を建設し、又は現在の建物の全部を撤去して新たに建物を建築すること
特殊基礎工事費	2分の1	300万円	地盤・敷地条件により施工する特殊な基礎工事
エレベーター設置工事費	2分の1	300万円	エレベーター設置に伴う工事費
増築	2分の1	630万円	既にある建物の床面積を増加させる工事
耐震補強工事	2分の1	380万円	耐震診断（※）に基づいて行う工事 （※）会館整備費補助要綱に基づいた耐震診断
修繕	2分の1	250万円	既にある建物の部分に対して、機能の維持向上、模様替え等のために行う工事（機器及び器具の購入のみは含まない） ※風水害等の自然災害により緊急で修繕が必要になった場合は、各区役所地域振興課へご相談ください。

- 新築等で特殊基礎工事を施工する場合、補助限度額とは別に、300万円を限度に特殊基礎工事に要する経費の2分の1を補助します。なお、特殊基礎工事については地質データなどによる審査を行います。
- 新築、増築、修繕で外構工事を施行する場合に、整備の種類ごとの補助限度額内で、100万円を限度に外構工事に要する経費の2分の1を補助します。(新築・購入の場合、1㎡当たりの補助限度額とは別に補助します。)
- 新築、耐震補強工事及び250万円を超える増築については、審査委員会による整備費用の内容審査を行います。  
(自治会町内会が整備する公園集会所について補助を受けるには、別途要件があります。詳細は各区役所地域振興課にお問合せください。)

### 3 申請手続

会館整備の計画については、お早めにご相談ください。

会館整備に関する相談先及び申請書の提出先は、各区役所地域振興課です。

- (1) 整備予定時期の前年度の夏頃までに、事前の申出が必要です。令和9年度の会館整備については、令和8年7月6日(月)までに、各区役所地域振興課に事前の申出をお願いします。
- (2) 予算の範囲内で、整備の種類や築年数などを勘案し、対象となる自治会町内会を決定する予定です(事前申出いただいても対象とならない場合があります)。

#### 【予算割当の優先順位の考え方】

- ・昭和56年以前の旧耐震基準の会館の建替えや耐震補強工事を優先します。
- ・築年数の古い会館を優先します。

- (3) 横浜市の予算確定後、整備年度になりましたら補助申請を行い、必ずその年度内に工事完了検査を受けていただきます。
- (4) 補助申請は、会の総意を証する総会の議事録・工事設計書等の必要書類を添付し、工事請負契約前又は売買契約締結前に、自治会町内会の代表者の方が手続きを行ってください。
- (5) 申請された内容について審査し、補助決定を行います。  
なお、補助申請時に申請された内容に含まれていない費用については、原則として補助の対象となりません。補助申請後にやむをえず工事内容に変更が生じた場合は、必ず変更部分の工事の着工前にご相談ください。 ※変更部分の費用については、補助の対象とならない場合があります。

### 4 補助金の支払い

工事完了後、現地にて立会い検査(完了検査)を行います。その完了検査結果に基づき所定の手続きを行い、工事請負業者への代金支払い後、補助金の支払いを行います。

なお、工事請負業者への支払いよりも前に補助金を受領する必要がある場合には、前金払いを選択することができます。交付申請の際にお申し出ください。

### 5 その他

- (1) 区分所有者が管理する集会施設の整備  
自治会町内会と区分所有者の団体の構成員がほぼ同じであり、かつ、自治会町内会が使用する施設で、自治会町内会が整備費を負担する場合に限り補助対象とします。
- (2) 他の自治会町内会と合同で整備する場合は、新築・購入の場合に限り、それぞれの団体に補助限度額を適用します。
- (3) 土地付き建物の購入は、建物部分の費用のみが補助対象となります。
- (4) 自然災害等による緊急修繕には一定の要件がありますので、必ずご相談ください。この場合、整備予定時期の前年度7月頃までに求めている、事前の申出は不要です。

## 6 補助金の返還

次のようなときは、補助金を返還していただきます。

- (1) 詐欺その他不正な手続きにより補助金を受けたとき
- (2) 補助金交付の条件に違反したとき
- (3) 補助金を受け、整備した建物を第三者に貸与、譲渡、交換または担保に供しようとするとき
- (4) 補助金を受け、整備した建物を会館整備費補助要綱で定める「財産の処分制限期間（※注）」内に処分（解体等）するとき
- (5) その他補助要綱に違反したとき

※注 会館整備費補助要綱で定める財産の処分制限期間は次のとおりです。

- ◎ 整備内容が新築、購入、増築及び耐震補強工事のもの
  - ア 鉄筋コンクリート造の場合・・・50年
  - イ 鉄骨造の場合・・・・・・・・・・30年
  - ウ 木造の場合・・・・・・・・・・24年
- ◎ 整備内容が修繕のもの・・・・・・・・・・建物の構造に関係なく10年

## ◆ 融資制度について

＜お問い合わせ先：お近くの取扱金融機関＞

横浜市との協定に基づき民間金融機関が融資を実施します。なお、申込にあたっては総会の議決が必要な書類もありますので、融資の利用を計画される場合は、融資内容・申込手続等の詳細について、お早めにこの融資を取り扱っている金融機関にご相談ください。

### 1 融資を実施する金融機関（取扱金融機関）

株式会社横浜銀行、横浜信用金庫、株式会社神奈川銀行

※公園集会所の整備に係る融資を実施するのは、横浜信用金庫と株式会社神奈川銀行です。

公園集会所の場合、購入は除きます。

※横浜市の会館整備費補助要綱に基づく補助の決定を受けた会館が対象となり、返済期間は10年以内です。

### 2 申込資格

融資を受けようとする自治会町内会は、次の要件を満たすことが必要です。

- (1) 法人格を有する自治会町内会であること（下記「自治会町内会の法人化」参照）
- (2) 自治会町内会が償還金及び利子の支払い能力があること

### 3 融資対象の除外

他の金融機関からの借換えを目的とするもの

### 4 申込人

法人化した自治会町内会の代表者が、取扱金融機関に対して行います。

なお、融資の申込は、自治会町内会が会館に対する市の補助決定を受けた後に行います。

### 5 連帯保証人・担保

- (1) 原則、自治会町内会の代表者1人を連帯保証人とします。ただし、代表者以外の役員等の自発的な意思に基づく申し出がある場合は、この限りではありません。
- (2) 担保は不要です。

※整備の種類により、融資限度額が異なりますので、詳細は金融機関にお問合せください。

## ◆ 自治会町内会の法人化

＜お問い合わせ先：区役所地域振興課＞

自治会町内会館の不動産登記は、団体名義ではなく、役員の名義などで登記することになります。

団体名義で不動産登記するには自治会町内会の法人化（法人格の取得）が必要です。法人化には、会の規約や構成員名簿の作成など地方自治法に基づく手続が必要です。事前にご相談ください。

## ◆ 会館用地について

＜お問い合わせ先：区役所地域振興課＞

横浜市では、利用計画がないなどの一定の要件に該当する市有地を、会館を所有していない自治会町内会に有償で貸付を行っています。

貸付を希望される場合は、総会の議決等による自治会町内会の意思決定の書類・建設計画・資金計画の概要などを提出していただき、貸付の適否を判断します。

民有地・市有地にも適地がない場合、公園面積が5,000㎡以上であることなど、一定の条件のもとで公園内に「公園集会所」として設置が認められることがあります。

## ◆ 区役所地域振興課 連絡先一覧

区役所	電話番号	区役所	電話番号
鶴見区地域振興課	510-1687	金沢区地域振興課	788-7801
神奈川区地域振興課	411-7086	港北区地域振興課	540-2234
西区地域振興課	320-8386	緑区地域振興課	930-2232
中区地域振興課	224-8131	青葉区地域振興課	978-2291
南区地域振興課	341-1235	都筑区地域振興課	948-2231
港南区地域振興課	847-8391	戸塚区地域振興課	866-8412
保土ヶ谷区地域振興課	334-6302	栄区地域振興課	894-8391
旭区地域振興課	954-6091	泉区地域振興課	800-2391
磯子区地域振興課	750-2391	瀬谷区地域振興課	367-5691

横浜市市民局地域活動推進課  
045-671-2317

◆ 横浜市ホームページでもご案内しています。

横浜市 町内会館

検索



5月12日は  
「民生委員・児童委員の日」!

# 民生委員・児童委員 活動紹介パネル展

西区の民生委員・児童委員、主任児童委員の活動の様子を紹介するパネル展を行います。

無料

西区のマスコットキャラクター  
よこはまミンジー・にしまろちゃんの  
缶バッジキーホルダーをプレゼント!



イメージ

写真をお持ちいただいた方にはオリジナルの  
缶バッジキーホルダー(約4cm)をお作りします!



横浜市版民生委員・児童委員キャラクター  
よこはまミンジー

期間

5月11日(月)~15日(金)

時間

10時~15時

場所

西区役所 1階 区民ホール

はじめよう 今日からわたしにできること  
にこまちプラン

にこやか  
しあわせ  
くらしのまち  
を目指します



問合せ先

西区役所 福祉保健課 運営企画係

電話:045-320-8436 FAX:045-324-3703

# お口とからだの健康づくり応援イベント

日時  
場所

**6月4日(木) 14:00▶16:00** 西区役所3階  
(最終受付は15:40)

西区歯科医師会の歯科医師による「こどもへのフッ化物塗布体験」や、子どもも大人も対象の「歯科相談会」保健師による大人対象の「骨密度測定」や「アルコールパッチテスト」、栄養士による「ベジチェック測定」など専門スタッフがみなさんの健康づくりを応援します！ぜひ、ご参加ください！

予約制

## こどもへのフッ化物塗布体験



今回は体験塗布！

かかりつけ歯科医で継続してフッ化物塗布をしましょう！

**対象** 0歳～小学6年生

**定員** 先着90名

**注意** フッ化物塗布のため、  
当日は必ず歯磨きをしてお越してください

5/11(月)  
～  
申込開始

下記二次元コード  
(区ホームページ)  
からお申込みください。



### フッ化物塗布のメリット

フッ素化物塗布をすることで  
「むし歯予防」や「歯質強化」につながります。

参加無料

予約不要

### 食育体験

- ・ベジチェックで推定野菜摂取量の測定と結果説明
- ・一日の野菜量の確認



大人&子ども

予約不要

### 歯科相談会

どなたでも！  
西区歯科医師会の先生方がご相談に応じます



大人&子ども

予約不要

### 骨密度測定



※素足での測定となります

大人

予約不要

### アルコールパッチテスト

アルコールに対する体質がわかるテスト。アルコールとの付き合い方をアドバイス！



大人

参加者への  
プレゼントあり



西区民の  
健康づくりを応援！



西区マスコットキャラクター「にしまるちゃん」



お問合せ先 西区福祉保健センター 福祉保健課 健康づくり係  
☎ 045-320-8439 FAX 045-324-3703

主催 西区歯科医師会 / 西区福祉保健センター

6月4日～10日  
「歯と口の健康週間」

あなたの未来を変える

先着  
70名

西区在住・在勤の方限定

フレイル予防も  
認知機能の低下予防も  
同時にできる運動のやり方、  
お教えします！

# 本山式 筋トレ 講座

# 脳と身体



# 6月12日(金)

14:00~15:30 ( 開場13:00~ )

西公会堂 1号会議室

参加無料・要予約

大人気トレーニング！  
本山輝幸氏による



総合能力研究所 所長

予約方法  
5月11日(月)より

電話 **320-8410**

電子申請



令和8年度 西区介護予防講演会【協力】

【主催・お問合せ】

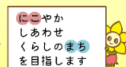
西区高齢・障害支援課

TEL 320-8410 FAX 290-3422

区内各地域ケアプラザ (浅間台・宮崎・藤棚・戸部本町)  
西区社会福祉協議会



一はじめよう 今日からわたしにできること  
にこまちプラン



# 講師 本山 輝幸



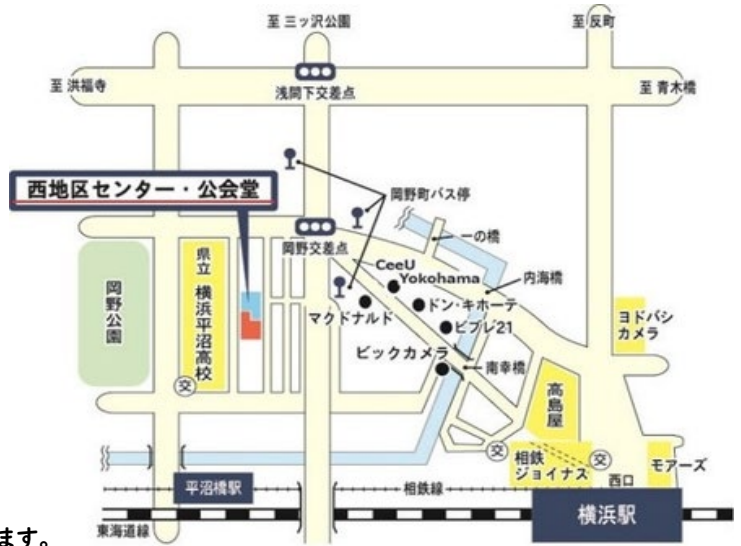
総合能力研究所所長  
 筑波大学大学院体育研究科スポーツ健康科学修士課程修了（体育学修士）。公益財団法人健康・体力づくり事業財団所管健康運動指導士。認知症予防プロジェクト、認知症有病率調査等の国家プロジェクトの研究員を経て、現在はメモリークリニックお茶の水、筑波大学附属病院精神科、メモリークリニック取手などの認知症専門医療機関でデイケアインストラクターとして運動療法を指導。  
 第24代ミスター神奈川ボディビルチャンピオン。  
 公益社団法人日本ボディビル・フィットネス連盟公認I級指導員。

## アクセス

西区公会堂（西区岡野1丁目6-41）

横浜駅から徒歩10分

会場案内図はコチラから→



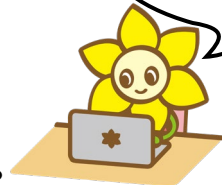
※ 会場に駐車場はありませんので、公共交通機関をご利用ください。

※ 中止の場合は、西区役所ホームページにて掲載します。

## 体力測定会開催予定

フレイル予防には、「今の自分の体力を知ること」が大切です。区内の地域ケアプラザと連携して、体力測定会を開催しています。歩行・筋力・バランスなどを気軽にチェックできるので、ぜひご参加ください。  
 ※参加を希望される方は各ケアプラザまでお問い合わせください。

最新情報は  
ホームページ  
を見てね!



日時	場所	お問合せ
R8年5月17日(日) 10:00~13:00	稲荷台小学校 (ふれあい春まつり内体力測定ブース) (藤棚町2-220)	藤棚地域ケアプラザ ☎045-253-0661
R8年5月26日(火) 10:00~11:30	おひさまプラザ (浅間町5-375-1)	浅間台地域ケアプラザ ☎045-311-7200
R8年6月1日(月) 10:00~11:30	伊勢町1丁目町内会館 (伊勢町1-39)	宮崎地域ケアプラザ ☎045-261-6095
R8年6月30日(火) 10:00~12:00	戸部本町地域ケアプラザ (戸部本町50-33)	戸部本町地域ケアプラザ ☎045-321-3200